

平成21年12月7日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

外注費か？給与か？

支払報酬について国税庁通達改正案公表

◎ 会社が個人に支払う労務の対価

会社が個人に支払う労務の対価は、その内容により給与（個人にとっては給与所得）になる場合と、外注費、業務委託費、支払報酬等（個人にとっては事業所得、又は雑所得；以下「外注費等」）になる場合があります。

いずれも経費になりますが、税務上、次の違いがあり区別する必要があります。

- ① 消費税申告の計算上、外注費等は課税仕入として消費税額を控除できるが、給与は控除できない。
- ② 給与は特定の場合（*1）を除き原則源泉徴収が必要となるが、外注費等は特定の労務の報酬（*2）以外は源泉徴収不要。

（*1）源泉徴収不要の給与…月額88,000円以下で扶養控除等申告書を提出している場合、又は期間2ヶ月以内の日雇いで日額9,299円以下の場合。

（*2）源泉徴収が必要な特定の労務報酬…原稿料、デザイン料、講演料、放送謝金、芸能・スポーツ・知識等の教授・指導料、弁護士・公認会計士・税理士等の料金、外交員・集金人・プロスポーツ選手・モデルの報酬、芸能・ラジオ・テレビの出演・演出の報酬、バー・キャバレー等のホステス・バンケットコンパニオン等の報酬…等

◎ 外注費か給与かの区別（今回公表の通達改正案）

外注費等とは業務請負契約又はこれに準ずる契約により、支払を受ける個人が自己の計算により独立して行う業務への対価であり、雇用契約又はこれに準ずる契約により提供される役務の対価は外注費等（個人にとっては事業所得等）に該当せず、給与となります。

ただし、その区別が明かでない場合は次の事項を総合勘案して判定します。

- ① 他人が代替して業務を行うことが認められるか？（代替不可なら給与）
- ② 報酬の支払者から時間的な拘束を受けるか？（受けるなら給与）
- ③ 業務遂行上、具体的な内容や方法について指揮監督を受けるか（受けるなら給与）
- ④ まだ引渡を終わっていない完成品が不可抗力の為滅失するなどした場合においても、すでに遂行した業務の報酬を請求できるか？（できるなら給与）
- ⑤ 材料又は用具（軽微な材料や手持ち工具程度の用具を除く）を報酬の支払い者から供与されているか？（供与されるなら給与）